

「第2回 知的障がい者の明日を考える議員連盟」(H31.2.19)
におけるご質問への回答について

1. 第1回・第2回勉強会からの継続議題

(1) 高齢知的障がい者の「終の棲家」と「所得保障」について

(回答)

(「終の棲家」について)

- 1 障害者の重度化、高齢化は重要なテーマだと認識しております。
平成30年度の報酬改定では、グループホーム利用者の重度化・高齢化に対応するため、昼夜を通じて職員を配置して利用者への支援を行う日中サービス支援型グループホームを創設したところです。

また、医療的ケアが必要な利用者への看護を提供する看護職員を、常勤換算で1名以上配置することを評価する看護職員配置加算も創設しており、これらの新たな仕組みの活用もご検討をお願いします。

- 2 なお、サービス基盤の整備については、市町村及び都道府県が地域に居住する障害のある方の意見を聞きつつ、それぞれの地域の実情を把握した上で、サービスの必要量を見込んだ障害福祉計画に基づいて整備を行っており、今後とも、利用者のニーズに即した居住支援が行われるよう、尽力してまいります。

(「所得保障」について)

- 1 障害のある方の収入の確保や負担への配慮は重要な課題であり、障害年金や特別障害者手当を支給しているほか、一般就労への移行支援や就労定着支援などに取り組んでおり、今後とも推進してまいります。
- 2 また、障害基礎年金を受給している方には、消費税率 10%への引上げ時(2019年10月)に合わせて実施する年金生活者支援給付金により、障害等級1級の方には月額6,250円、障害等級2級の方には月額5,000円を上乗せして支給することとしており、障害基礎年金とあいまって、今まで以上に障害のある方の生活を支えてまいります。
- 3 なお、障害のある方の生活を支援するための障害福祉サービス等については、低所得の方におかれては、その利用者負担を無料としております。

(2) 知的障がい者の「定義」について

(回答)

- 1 障害者総合支援法及び知的障害者福祉法の対象となる方々について、精神薄弱者福祉法制定の際の経緯から、全国統一的な判定基準を示しておりません。

2 また、ICD-10は国際的な統計基準としての分類であり、IQ70という基準が療育手帳の判断基準として適切かどうかについては十分な議論が必要です。

3 なお、療育手帳の判定は、各自治体で基準を定めているところですが、今年度実施している調査研究の中で、各自治体の判定基準の現状と課題を把握した上で、引き続きその在り方について検討してまいります。

(3) 寄付強要に関する「利用者」への実態調査の実施について
(回答)

1 寄付自体は禁止するものではありませんが、前回は前々回も申し上げたように、「入所時にお金を積まないといけない」、入所の対価として寄付を強要するようなことはあってはならないと考えております。

2 前回は申し上げましたが、具体的な状況としてあるのであれば、もう少し詳細に教えていただければと思います。

3 また、貴研究所で調査されて具体的な案件として結果が出たら、厚生労働省にも共有していただきたいと思います。

2. 新規質問・議題事項（各法人の意見とりまとめを踏まえて）

（1）医療的ケアを必要とする高齢知的障がい者が激増する将来を想定していない現行制度の問題と、今後の制度設計の必要性

（回答）

※項目1（1）と同じ回答になります。

1 障害者の重度化、高齢化は重要なテーマだと認識しております。

平成30年度の報酬改定では、グループホーム利用者の重度化・高齢化に対応するため、昼夜を通じて職員を配置して利用者への支援を行う日中サービス支援型グループホームを創設したところです。

また、医療的ケアが必要な利用者への看護を提供する看護職員を、常勤換算で1名以上配置することを評価する看護職員配置加算も創設しており、これらの新たな仕組みの活用もご検討をお願いします。

2 なお、サービス基盤の整備については、市町村及び都道府県が地域に居住する障害のある方の意見を聞きつつ、それぞれの地域の実情を把握した上で、サービスの必要量を見込んだ障害福祉計画に基づいて整備を行っており、今後とも、利用者のニーズに即した居住支援が行われるよう、尽力してまいります。

(2) 住所地特例制度と介護保険優先原則が重なることにより知的障がい者の生活の場を確保することが困難な状況であること。

(回答)

1 現在の社会保障制度は「保険優先の考え方」が原則となっており、障害福祉制度と介護保険制度の関係については、障害福祉サービスに係る費用が公費で賄われていることから、同様のサービスを保険制度である介護保険サービスにより利用できる場合には、まずは介護保険サービスを利用していただくこととなっております。

2 一方で、障害福祉サービスを利用していた方が65歳になって介護保険サービスを受ける場合であっても、

- ・ サービスの支給量が介護保険サービスのみでは適切に確保することができない場合や、
- ・ 障害福祉サービス固有のものと認められるサービスを受ける場合は、

障害福祉サービスを引き続き受けることが可能であり、市町村が認める場合においては、引き続きグループホームを利用することが可能であります。

3 また、障害者総合支援法において、障害者支援施設等に入所する場合には、従前居住していた市町村が支給決定及び費用支弁することとすることとなっており、施設設置市町村の負担を軽減しております。(居住地特例)

(3) 国が推進するグループホーム制度・運用の問題点

① 日中サービス支援型グループホームに対する指定留保

(回答)

1 様々な課題を解決するために設けられた新たな制度を円滑に施行することは重要な問題と認識しています。

2 そのため、日中サービス支援型グループホームについては、施行前から、

- ・ 施行準備を円滑に進めるため、指定に係る留意点を整理した事務連絡を都道府県等に発出 (H30. 2. 21)
- ・ 障害保健福祉関係主管課長会議において、事業者の指定や管内事業者等への周知等、円滑な施行に向けた準備を進めるよう、都道府県等に依頼 (H30. 3. 14)

等を実施しています。

3 日中サービス支援型グループホームは、平成 30 年 10 月時点で、22 都道府県において 45 事業所が運営されていることから、今後、障害保健福祉関係主管課長会議等において施行状況を周知し、日中サービス支援型グループホームの施行促進に努めてまいります。

② 運営実態に適合しない「夜勤職員」に関する取扱い

(回答)

- 1 ご指摘のとおり、グループホームの人員配置基準においては、夜間帯の職員配置を必須としていないため、配置した場合は加算で評価する仕組みとなっています。そのため、障害福祉サービスの基準上、夜間帯の勤務時間については「常勤換算」として算入できず、届け出上の分類は「常勤」ではなく「非常勤」となる仕組みになっています。

- 2 ご指摘のあった有給休暇等に不合理がある点については、平成19年のQ&Aを基に各自治体が判断をしていると考えられるため、雇用条件が同一であるにも関わらず、夜勤の有無によって取扱いが異なることがないように、Q&Aの見直しを早急に検討いたします。

(4) 就労型支援サービス制度の問題点

① 就労継続支援B型と工賃評価の問題について

利用者の平均工賃額による基本報酬の算定は、営利企業を相手とする平均工賃アップの交渉が事実上不可能である現実を考慮していないこと。

(回答)

- 1 障害のある方に対する支援に長く従事してきた、就労継続支援B型事業所の支援員などが営利企業に対して価格交渉等を行うことは、業務の一環であったとしても慣れない面もあることと推察していま

す。

このような実態なども踏まえつつ、現在、企業へ営業を行うなど、工賃向上の取組を行う職員を配置いただいた場合には、報酬上、加算として評価しています。

2 事業所の中には、このような職員を配置し、その職員自らが営業先企業内の仕事の切り出しや作業分解をすることで、

- ・ 障害のある方の特性や能力に応じた仕事を受注している事例
- ・ 施設外就労として請負で働くことで、工賃向上とともに利用者のやりがいを高め、利用率を高めるなどの事例

などがあると承知しています。

3 現在、国においては、こうした実事例を整理しているところで、今後、事業者の皆様や自治体職員に対し、実事例に基づく工賃向上を図るためのポイントなどをお示しするなど、全国の事業所の工賃向上に引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えています。

② 就労移行支援の利用者獲得の問題について

国は一般企業に障がい者を就労させることを求めておきながら、障がい者を就労させた後に空いた事業所の定員枠に対する手当を行っていないこと。

(回答)

1 就労移行支援事業所における利用者や移行先企業の確保について

は、各事業所のご苦勞とご工夫のもと、それぞれ取り組んでいただいていることと承知しています。

例えば、企業訪問を行い障害のある方の仕事を切り出すとともに、多くの実習先や施設外就労先を確保しつつ、障害のある方の特性や能力に応じたジョブマッチングをしっかりと行うことで、高い一般就労率と職場定着率を上げ、安定して利用者確保している事業所などもあります。

2 現在、厚労省においては、こうした実事例を収集しつつ、多くの一般就労者を出し、かつ職場定着率が高い支援を行っている事業所の支援内容や取組内容を整理するとともに、こうした実績のある事業所における利用者確保の状況なども調査しているところであり、この調査の結果も踏まえて、必要な対応を検討してまいりたいと考えています。

3 事業者の方々には、今後お示しする事例などの取組も参考にして、引き続き障害のある方の一般就労と定着に向けた支援をしていただくようお願いいたします。